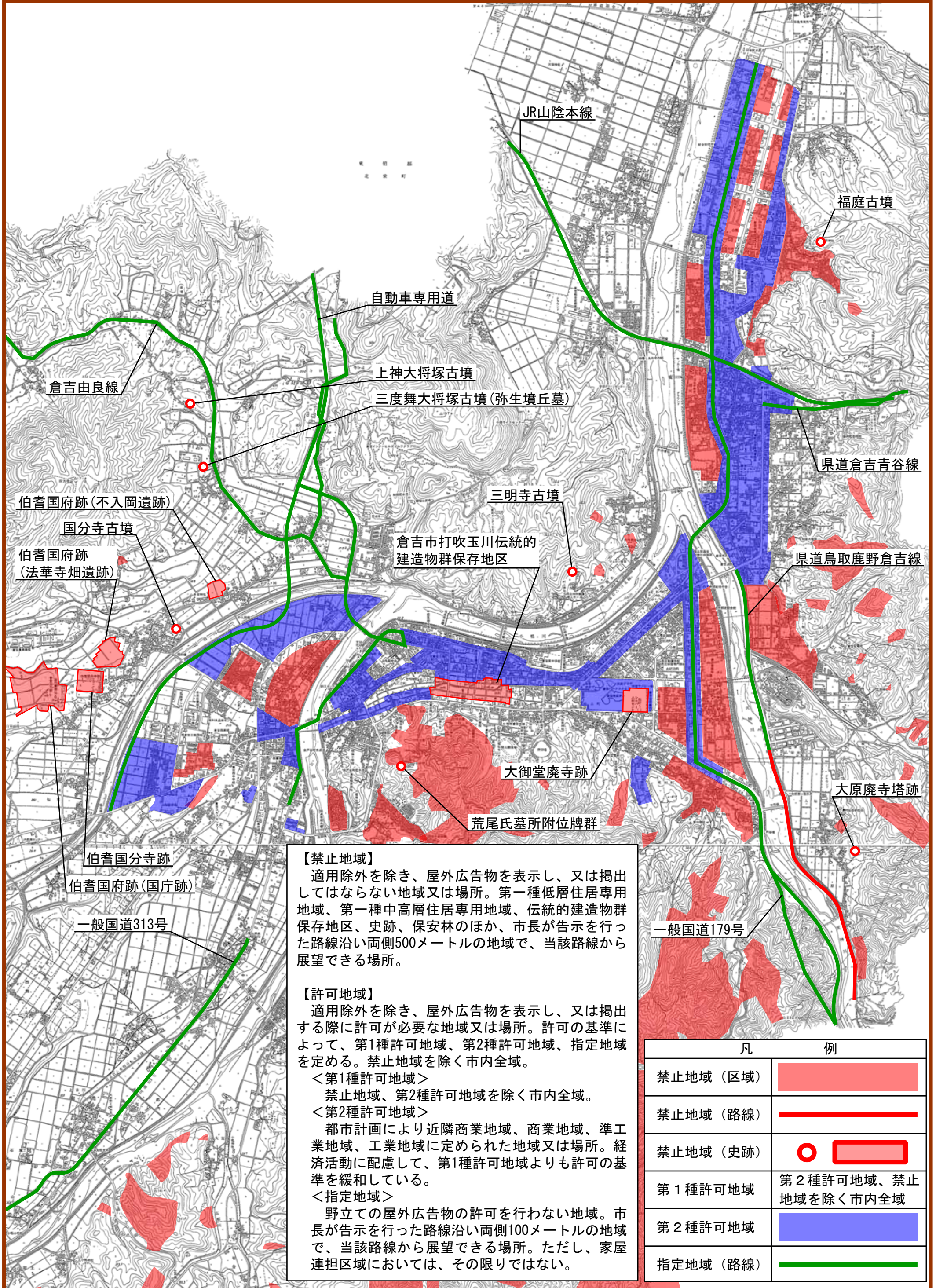


屋外広告物の規制について



【禁止地域】
 適用除外を除き、屋外広告物を表示し、又は掲出
 してはならない地域又は場所。第一種低層住居専用
 地域、第一種中高層住居専用地域、伝統的建造物群
 保存地区、史跡、保安林のほか、市長が告示を行っ
 た路線沿い両側500メートルの地域で、当該路線から
 展望できる場所。

【許可地域】
 適用除外を除き、屋外広告物を表示し、又は掲出
 する際に許可が必要な地域又は場所。許可の基準に
 よって、第1種許可地域、第2種許可地域、指定地
 域を定める。禁止地域を除く市内全域。

＜第1種許可地域＞
 禁止地域、第2種許可地域を除く市内全域。

＜第2種許可地域＞
 都市計画により近隣商業地域、商業地域、準工
 業地域、工業地域に定められた地域又は場所。経
 済活動に配慮して、第1種許可地域よりも許可の基
 準を緩和している。

＜指定地域＞
 野立ての屋外広告物の許可を行わない地域。市
 長が告示を行っ路線沿い両側100メートルの地域
 で、当該路線から展望できる場所。ただし、家屋
 連担区域においては、その限りではない。

凡	例
禁止地域（区域）	
禁止地域（路線）	
禁止地域（史跡）	
第1種許可地域	第2種許可地域、禁止 地域を除く市内全域
第2種許可地域	
指定地域（路線）	